

農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画

平成19年8月14日
農林水産省

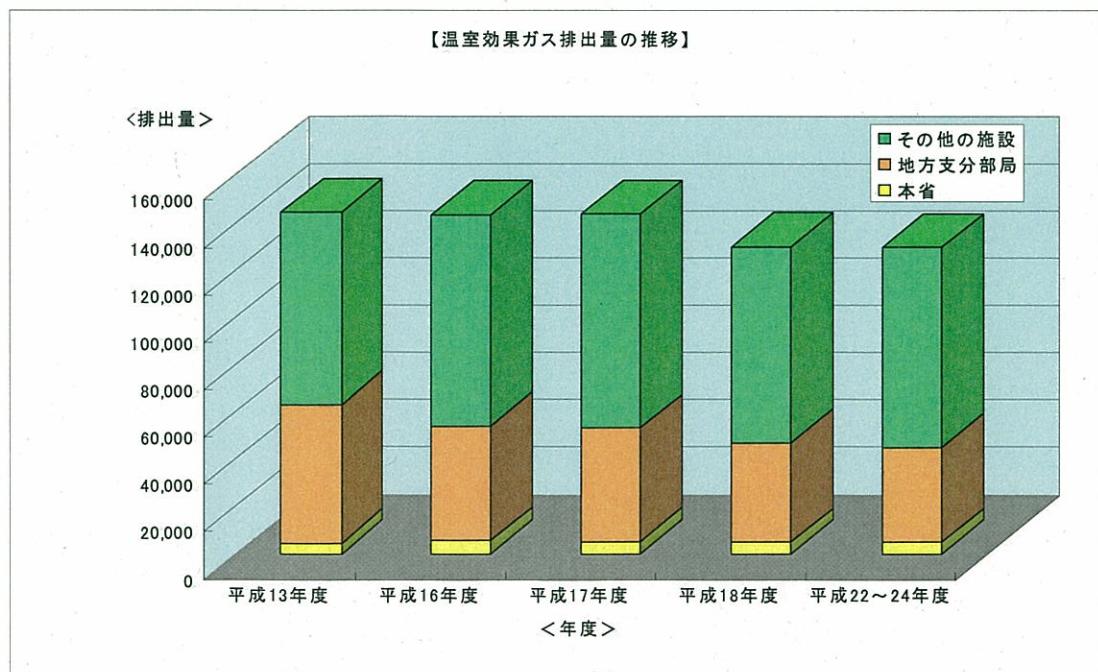
「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、農林水産省が、自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

京都議定書の約束期間の開始を来年に控え、我が国の6%削減約束を確実に達成するため、農林水産省においては、森林吸収源対策やバイオマス資源の循環利用等の地球温暖化対策を推進するとともに、日常の業務等における省エネルギー等の取組についても、社会全体への普及を牽引する役割を果たすことが重要である。

このため、農林水産省の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で10%以上削減することを目標とし、以下の取組を行うこととする。

この実施計画は、一層の削減が可能である場合等必要に応じて適切に見直すこととする。

<排出状況及び目標値>



第1 農林水産省の実施計画の対象となる事務及び事業

農林水産省の実施計画の対象となる事務及び事業は、原則として、農林水産省が行うすべての事務及び事業とする。

第2 農林水産省の実施計画の期間等

農林水産省の実施計画は、平成19年度から平成24年度までの期間を対象とするものとし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

第3 農林水産省の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減目標

平成13年度比で、農林水産省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を平成22年度から平成24年度までの期間に平均で10%以上削減することを目標とする。

第4 農林水産省の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量等の点検・公表

農林水産省では、実施計画の期間中、毎年度、その事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量等の点検を行い、公表する。点検結果の公表に当たっては、透明性の確保及び率先的取組の普及を促す観点から、温室効果ガスの総排出量のみならず、取組項目ごとの進ちょく状況、組織単位の進ちょく状況について目標値や過去の実績値等との比較を行う等の評価を行い、これを併せて公表する。また、組織の大幅改編等の要因分析も合わせて公表する。

第5 温室効果ガスの排出の抑制等のために実施する措置の考え方

1 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮する。

2 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）及び国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月15日建

設省告示第2379号)を適切に実施しつつ、また、その管理等に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮する。

3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

上記1、2以外の事務・事業についても温室効果ガスの排出の抑制等に配慮する。

4 職員に対する研修等

職員に対する地球温暖化対策に関する研修等を実施するとともに、地球温暖化対策に関する活動について職員の自主的な参加の促進を図る。

第6 措置の内容、当該措置により達成すべき目標

1 公用車の燃料使用量

(1) 目標

公用車で使用する燃料の量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で概ね85%以下とすることに向けて、低公害車の導入や公用車の効率的利用等に努める。

(2) 低公害車の導入等

ア 低公害車の導入

(ア) 農林水産省の一般公用車については、低公害車比率100%を維持する。一般公用車以外の公用車については、これまで使用している低公害車に加え、平成20年度以降も、低公害車を積極的に導入する。

(イ) 車の買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

イ 省エネルギーに資する機器の導入

(ア) 有料道路を利用する公用車について、ETC車載器を設置する。

(イ) 3メディア対応型の道路交通情報通信システム(VICS)対応車載機の活用により、交通渋滞等が回避され、エネルギー使用量の抑制等が見込まれる場合には、当該機器を導入し、積極的に活用する。

ウ バイオ燃料の利用

バイオエタノール混合ガソリン及びバイオディーゼル燃料の導入を積極的に検討する。

(3) 自動車の効率的利用等

ア 公用車等の効率的利用等

(ア) 車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。

(イ) 待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した

運転を行う。

- (ウ) タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- (エ) 夏季におけるカーエアコンの設定温度を1度アップする。
- (オ) 不要な荷物を積まない。また、燃料を満タンにしない。
- (カ) 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。
- (キ) 急発進、急加速を行わない。
- (ク) エンジンブレーキを積極的に使用する。

(ケ) 霞が関地域において、毎月第一月曜日は、以下の場合を除き、公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関とするよう努める。

①警備上支障のある場合

例：大臣車、次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両

②業務上支障のある場合

例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合

また、地方支分部局等においても、地域の実状に応じて、同様の取組を実施するよう努める。

(コ) タクシー券の適切な管理により、不要不急のタクシー利用を抑制する。

(サ) 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

イ 公用車の台数の見直し

公用車の使用実態を精査し、より温室効果ガスの排出の少ない車の優先的利用や公共交通機関の積極的な利用等により、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。

(4) 自転車の活用

「霞が関自転車利用システム」（平成11年2月）をさらに活用するなど、霞が関及び地方支分部局等における日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として、自転車の共同利用を一層推進する。

2 施設のエネルギー使用量

(1) 目標

ア 電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で概ね90%以下にすることに向けて、エネルギー消費効率の高い機器の導入や庁舎における節電等に努めるとともに、節電等のための取組を徹底する。

イ エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、年々の気象状況を考慮し合理的に考えられる使用量の変動を除いて、平成13年度比で平成22年度から平成24年度までの期間に平均で増加させないことを念頭に置きつつ、計画的な管理、削減に

努める。

(2) 省エネルギー型OA機器等の導入等

ア 省エネルギー型OA機器等の導入

現に使用しているパソコン、ワープロ、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択することとし、特に、デスクトップ型パソコンから省エネ効果の高いノート型パソコンへの買換えや高効率照明器具の導入等を図る。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。

イ その他

庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費量のより少ない機種やオゾン層破壊物質及びハイドロフルオロカーボン（HFC）を使用しない機器への変更を促すとともに、設置台数の見直しを含めた、適正な配置に努める。

(3) OA機器等の使用に当たってのエネルギー使用量の抑制等

ア スイッチの適正管理による待機電力の削減、省エネモードの設定など、エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。

イ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度とし、集中冷暖房システムの稼働中は個別空調機を使用しない。）を一層徹底し、空調設備の適正運転を行う。

ウ コンピュータ室の冷房については、コンピューターの性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

エ 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォームビズ」を励行する。

オ 冷暖房中の窓、及び出入口の開放禁止を徹底する。

カ 発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。

キ 深夜残業のための点灯時間の縮減及び帰宅時のタクシー利用の削減のため、並びに職員の福利厚生の向上に係る要請への対応ともあいまって、水曜日及び金曜日の定時退庁の一層の徹底を図る。このため、水曜日及び金曜日の午後五時以降における、主催会議の中止を進める。

ク 職員の福利厚生の向上に係る要請への対応ともあいまって、有給休暇の計画的消化の一層の徹底、事務の見直しにより、夜間残業の削減を図る。

ケ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を行う。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。

コ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。また、執務室においても、可能な限り自然光の活用を図る。

サ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を進める。

- シ 冷蔵庫の効率的使用を図る。
- ス 照明の点灯時間の縮減など節電のための取組の管理を徹底するため、電力使用量のチェックシートの導入等を図る。
- セ 庁舎内の売店等における営業時間の見直しなど省エネルギー化を促す。

(4) 建築物の建築、管理等に当たってのエネルギー使用量の抑制等

ア 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底

建築物を建築する際には、温室効果ガスの排出の抑制に配慮したものとして整備する。

イ 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

(ア) 既存の建築物においてエネルギーの使用状況等省エネルギーに係る診断を実施し、更なるエネルギーの使用的合理化が図られるよう、可能な限り重点的に、設備・機器の導入、設備等改修、運用改善を行う。

(イ) 既存の建築物において、既に省エネルギーに係る診断等が行われている場合も含めて、更なる省エネルギーの可能性を精査するため、E S C O事業導入のフェーズビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広くE S C O事業を導入する。このため、政府実行計画における庁舎E S C O促進のための簡易E S C O診断実施基準（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）(1)の条件のいずれにも該当する建築物については、原則として全ての建築物について早急に実施する。また、これら以外の建築物についても、同基準(2)の指標を勘案して簡易E S C O診断を実施する。

ウ 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

(ア) 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

(イ) 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

エ 温室効果ガスの排出の少ない空調設備等の導入

(ア) 空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図ることとし、このため、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。さらに、冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。

(イ) 給湯器へのエコノマイザーの導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力行う。

(ウ) 施設規模等に応じてCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。

オ 冷暖房の適正な温度管理

(ア) 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底し、空調設備の適正運転を行う。（再掲）

(イ) コンピュータ室の冷房については、コンピューターの性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用を行う。(再掲)

カ 太陽光発電の導入及び建物の緑化

第16回地球温暖化対策推進本部(平成19年5月29日)における内閣総理大臣指示に基づき、京都議定書の約束期間が終わる平成24年までの6年間で、対応可能な庁舎は全て、太陽光発電又は建物の緑化等を集中的に進める。

(ア) 既存庁舎において、既に38kWの太陽光発電及び2,584m²の建物の緑化を整備済みであるが、平成24年度までに、延床面積1,000m²以上の庁舎で、耐震診断が未了等の43庁舎のうち安全性が確認できた庁舎及び耐震改修により耐震性能が確保された庁舎については、構造上・立地上の不都合がない限り、下記計画に加えて太陽光発電の導入又は建物の緑化を進める。

(イ) 太陽光発電の導入及び建物の緑化に当たっては、施策の効果を有効に發揮できるよう整備するとともに、国民への施策の周知についても考慮して整備する。

(ウ) 太陽光発電の導入については、発電電力量等を表示するなど、効果についての説明が可能となるよう配慮して整備する。

(エ) 建物の緑化については、建物の低層部分への整備を主として行う。

(オ) 周辺の整備状況や気候等の地域的条件、建物の使用条件等を考慮して、効果的な整備を図る。

(カ) 既存庁舎へ整備する場合は、構造体の耐震安全性、積載荷重、整備後のメンテナンス等を考慮する。

①太陽光発電の導入スケジュール(単位:kW)

	19～20年度	21～24年度	計
新築の庁舎	0	0	0
既存の庁舎	20	10	30
本省	0	0	0
地方支分部局	20	10	30
その他の施設	0	0	0
計	20	10	30

②建物の緑化の整備スケジュールの目安(単位:m²)

	19～20年度	21～24年度	計
新築の庁舎	0	0	0
既存の庁舎	0	145	145
本省	0	0	0
地方支分部局	0	145	145
その他の施設	0	0	0
計	0	145	145

キ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

(ア) 庁舎等の敷地について植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装や散水の実施に努める。

(イ) 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入

を図る。

- (ウ) エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- (エ) 可能な限り反射板の取り付けにより照明の照度の向上に努める。
- (オ) 全ての白熱灯について、省エネルギー型蛍光灯又はLED照明への切替えを行う。
- (カ) 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。

ク 施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入

- (ア) 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発生や一部電力の遮断などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。
- (イ) 機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転の室温に応じた制御を可能とする温度センサーや、空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。

(5) 温室効果ガスの排出の少ない燃焼設備、燃料の選択等

- ア 購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。
- イ 燃焼設備の改修に当たっては、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用が可能となるよう改修を行う。
- ウ 重油を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な場合、重油に比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料に変更する。

3 用紙類の使用量

(1) 目標

用紙類の使用量を平成13年度比で平成22年度から平成24年度までの期間に平均で80%以下にすることに向けて、資料の簡素化や電子媒体での提供、両面印刷等に努める。

(2) 環境負荷の小さい用紙類の調達

- ア 購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- イ 購入し、使用する事務用封筒（紙製）については、原則として間伐材を使用した製品とする。
- ウ 印刷物については、再生紙や間伐材を使用した紙製品を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率や間伐材配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙や間伐材を使用した紙製品の使用拡大が図られるような配慮を行う。

(3) 用紙類の使用量の削減

- ア コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、各部局単位など適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。
- イ 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ウ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを行う。
- エ 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。
- オ 内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、再使用、再生利用の徹底を図る。
- カ 使用済み用紙の裏紙使用を行う。
- キ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。
- ク A4判化の徹底による文書の一層のスリム化を図る。
- ケ 温室効果ガスの排出削減の観点から、ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため、電子メール、庁内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。

4 上水使用量

(1) 目標

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で90%以下にすることに向けて、庁舎における節水等に努める。

(2) 節水機器等の導入等

ア 節水機器等の導入

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

イ その他節水等の推進

- (ア) 家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水を進める。
- (イ) 必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。
- (ウ) 水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
- (エ) 水漏れ点検の徹底を図る。
- (オ) 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力行う。
- (カ) 必要に応じ、食器洗い機を導入する。

(3) 建築物の建築、管理等に当たっての水の有効利用

ア 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。

- イ 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ウ 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。
- エ 排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

5 廃棄物の量

(1) 目標

事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で概ね75%以下にすること及び廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね60%以下とすることに向けて、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rに努める。

(2) 環境負荷の小さい物品等の調達等

ア 製品等の長期使用等

- (ア) その事務として、容器又は包装を利用する場合には、簡略なものとし、当該容器又は包装の再使用や再利用を図る。
- (イ) 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- (ウ) 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を行う。
- (エ) 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力行う。

イ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された製品等の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

ウ その他

- (ア) 庁舎内の売店等におけるレジ袋の使用や使い捨ての容器包装による販売の自粛を呼び掛ける。
- (イ) 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を促すとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。

(3) リサイクルの推進、廃棄物の減量等

ア ごみの分別

- (ア) 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- (イ) 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- (ウ) 個人用のごみ箱を順次減らしていく。
- (エ) 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

イ 廃棄物の減量

- (ア) 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- (イ) 用紙類の使用量の削減を図る（3(3)と同じ。）。
- (ウ) リサイクルルートの確保等を内容とする各庁舎ごとのリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。
- (エ) シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- (オ) コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- (カ) 廉房を使用する職員等へ呼びかけ、庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。
- (キ) 食べ残し、食品残滓などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。
- (ク) 施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、廃棄物の交換に積極的に協力する。
- (ケ) 庁舎から排出される生ごみ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。
- (コ) 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- (サ) 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

ウ 敷地内の環境の適正な維持管理の推進

- (ア) 所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図る。
- (イ) 休閑地については緑化に努めるなど適正な維持管理を図り、ごみの不法投棄を防ぐ。

6 森林の整備・保全の推進及び木材等バイオマス資源を使用した製品の使用等

(1) 森林の整備・保全の推進

対象となる森林について、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策（平成14年1月26日策定）に基づき、森林の整備や管理・保全の適切な推進を図り、二酸化炭素の吸収源としての機能を維持・向上させる。

(2) 木材等バイオマス資源の循環利用等

ア 木材利用の推進

「農林水産省木材利用拡大行動計画」（平成15年8月策定）に基づき、農林水産省自らが率先して再生産可能で環境への負荷の小さい木材の利用拡大に取り組む。

- (ア) 公共工事の実施に当たっては、間伐材等の木材を利用した工種・工法を積極的に導入する。
- (イ) 間伐材等の木材を使用した紙製品の使用を進める。
- (ウ) 文具類のうち、紙製ファイルについては、間伐材が使用されている製品を、鉛筆、ブックスタンド、ペンスタンド、絵筆カードケース、額縁、ごみ箱及び名札

(机上用、衣服取付型、首下型)については、間伐材等の木材を使用した製品を優先的に選択する。

- (エ) 事務机及び会議机については、間伐材等の木材を使用した製品を優先的に選択する。
- (オ) 本省庁舎（中央合同庁舎1号館）及び地方支分部局等の庁舎の建築等に当たっては、木造化、内装の木質化を積極的に推進する。
- (カ) 本省庁舎内の食堂において使用する割り箸について、間伐材等の木材を使用した製品の利用を呼びかける。

イ バイオマス製品の利用

クリアホルダーのファイル、粘着テープ、簡易コップ等については、植物を原材料とするプラスチックを使用したバイオマス製品を優先的に選択する。

ウ その他

- (ア) 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- (イ) 未利用纖維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を使用する。
- (ウ) 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

7 その他温室効果ガスの排出の抑制等

(1) 温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

ア HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- (ア) 庁舎等の施設の冷蔵庫、空調機器、自動販売機及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、HFCの代替物質を使用した製品の導入を図る。また、HFCを使用している製品を購入・使用する場合には、地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- (イ) エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、HFCの代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ 電気機械器具からの六ふつ化硫黄(SF₆)の回収・破壊等

庁舎等の施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF₆の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

ウ その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- (ア) 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- (イ) 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- (ウ) 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの

排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力行う。

(2) メタン (CH₄) 及び一酸化二窒素 (N₂O) の排出の抑制

- ア 水田における水管理方法の改善を極力行う。
- イ ほ場における施肥方法の改善を極力行う。
- ウ 家畜の飼養管理技術の開発に関する研究を進める。
- エ 家畜排せつ物の適正処理やバイオマス資源として利用するための技術開発に関する研究を進める。

(3) 建築物の建築、管理等における温室効果ガスの排出の抑制等

ア 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- (ア) 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- (イ) 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。
- (ウ) 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を極力行う。

イ 新エネルギーの有効利用

- (ア) 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、燃料電池、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等の新エネルギーを活用した設備を導入する。
- (イ) このため、庁舎や公務員宿舎に燃料電池、太陽熱利用、木質バイオマス燃料を使用する暖房器具やボイラー等を可能な限り幅広く導入する。
- (ウ) 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加を検討する。
- (エ) 建築物の規模・用途等を踏まえ、コージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を検討する。
- (オ) コージェネレーションシステムを導入している場合には、同システムの停止期間中の電力購入量の増加と、燃料使用量の減少による温室効果ガスの排出量が最小となるよう運営時間を適切なものとする。

ウ 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- (ア) 建築物の建築等に当たっては、支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
- (イ) 合板型枠については、一層の効率的・合理的利用や使用削減など施工を合理化する工法の選択を発注者として促す。
- (ウ) 出入車両から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
- (エ) 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
- (オ) 建設業に係る指定副産物の新規用途の開発に努める。
- (カ) 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

(4) エネルギー使用量の抑制等に向けた新たな取組の検討

- ア 建築物を建築する際、その設計者の選定に当たり、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でたものが選定されるよう、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。
- イ 民間での導入実績がない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できるもの等については率先的導入に努める。
- ウ 庁舎の使用電力購入に際して、関係府省との連絡調整を図りつつ、省CO₂化の要素を考慮した購入方式の導入を図る。

(5) 農林水産省主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ア 農林水産省が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。また、イベントを民間に委託して行う際には、可能な限りグリーン電力の活用に努める。
- イ 農林水産省が後援等をするイベントについても、アに掲げられた取組が行われるように促す。

8 職員に対する研修等

(1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ア 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- イ 庁内誌、パンフレット、庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ウ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。
- エ 途上国からの地球温暖化対策に関する研修生等に対し積極的に対応する。

(2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

- ア 国が主唱する環境関係の諸行事において、地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加に便宜を図る。
- イ 希望する職員が地球温暖化対策に関する活動への積極的参加が進められるよう、休暇をとりやすい環境づくりを一層進める等必要な便宜を図る。
- ウ 職員に、いわゆる「環境家計簿」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の自己管理の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する国民運動の推進に資する取組への参加を促す。

(3) その他

- ア 昼休みや定時退庁日における勤務時間終了後の一斉消灯など「省CO₂行動ル

ル」を策定し、実施する。

イ 職員から省CO₂化に資するアイディア（エコ・アイディア）を募集し、効果的なものを実行に移す。

9 農林水産省の実施計画の推進体制の整備と実施状況の評価・点検

農林水産省の実施計画の推進のため、農林水産省実施計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設け、その運営について次のように定める。

(1) 推進本部の体制

ア 本部長は、大臣官房長をもって充てる。

イ 副本部長は、大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房経理課長をもって充てる。

ウ 委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、本部長は、臨時に委員を指名することができる。

- ① 大臣官房総務課長
- ② 大臣官房企画評価課長
- ③ 大臣官房秘書課長
- ④ 大臣官房文書課長
- ⑤ 大臣官房予算課長
- ⑥ 大臣官房厚生課長
- ⑦ 大臣官房地方課長
- ⑧ 大臣官房情報課長
- ⑨ 国際部国際政策課長
- ⑩ 協同組合検査部調整課長
- ⑪ 統計部管理課長
- ⑫ 総合食料局総務課長
- ⑬ 消費・安全局総務課長
- ⑭ 生産局総務課長
- ⑮ 経営局総務課長
- ⑯ 農村振興局総務課長
- ⑰ 農林水産技術会議事務局総務課長
- ⑱ 林野庁林政部林政課長
- ⑲ 水産庁漁政部漁政課長

(2) 推進本部の業務

推進本部は、次に掲げる業務を行う。

ア 実施計画の改定案の作成に関すること。

イ 実施計画の推進に関すること。

ウ 実施計画の評価・点検及びその公表に関すること。

(3) 実施計画の評価・点検に当たっての各委員の役割

以下の組織・施設を担当する委員は、当該組織・施設における燃料等使用量の把握、評価・点検の周知、注意喚起を行う。

- ア 本省庁舎：大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房経理課長
- イ 農林水産政策研究所：大臣官房企画評価課長
- ウ 農林水産研修所：大臣官房秘書課長
- エ 地方農政局、北海道農政事務所：大臣官房地方課長
- オ 植物防疫所、動物検疫所、動物医薬品検査所：消費・安全局総務課長
- カ 農林水産技術会議事務局筑波事務所：農林水産技術会議事務局総務課長
- キ 森林管理局、森林技術総合研修所：林野庁林政部林政課長
- ク 漁業調整事務所、水産庁船舶：水産庁漁政部漁政課長

(4) 推進本部の庶務

推進本部の庶務は、大臣官房環境バイオマス政策課において処理する。